

## 宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第 2 チーム	担当課名	学校教育課
事業番号	2-22	事務事業名	読書活動アシスタント派遣事業

対応方針	見 直 し
------	-------

### 仕分け結果に対する考え方、今後の方針等

※ ( )内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。

- (1) 市立図書館の運営を担っているNPO法人「MCLボランティア」が約600名の会員を有していることからのご指摘であったため、会員の方にアンケート調査を実施した。その結果、当事業に「無償で協力できる」と回答された方は6名であり、その中で毎日協力できる方はいっしょらなかった。  
MCLボランティアの皆様は、市立図書館という場所を限定した中で、都合のつく時間にボランティアとして活動ができるという方々であり、読書活動アシスタントのように、学校において、毎日決められた時間に活動するという点では、違いがあると感じている。  
また、学校にも調査を行ったが、読書活動アシスタントのような業務を行えるボランティアの確保や、急なキャンセルへの対応などの課題があり、現時点では、ボランティアにお願いすることは困難であると考えている。(①・⑤)
- (2) 先生たちの創意工夫ということに関しては、児童生徒の係活動である図書委員会を適切に指導するなど、図書館運営を工夫する取組が既に全ての学校で実施されている。学校図書館は、児童生徒の状況に応じて、読書のきっかけを与え、読書指導を行う「読書センター」、調べ学習等に必要情報をタイムリーに提供する「学習・情報センター」としての重要な機能・役割を担っており、教員の工夫やPTAのボランティア、児童生徒の委員会活動だけでは十分に対応できない状況である。(②)
- (3) 学校図書館の目的は、学校図書館法第2条に「学校教育に必要な資料(略)を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成すること」と示されている。学校教育の一環として学校教育課が主体的に取り組むものと考えている。(③)
- (4) 全国の中核市40のうち、配置を行っていない中核市は13市であり、それ以外の市は本市と同様に臨時職員や嘱託職員等の配置を行っている。また、本市を含む12市が全ての小学校に、11市が全ての小・中学校に配置(その中で、本市の1日2.5時間の勤務は、2番目に短い。)している。(④)
- (5) 時代を担う人材を育てる上で、児童生徒の豊かな心を育むことができる「読書活動の充実」は、『教育』における重要なテーマである。また、平成23年度から小学校で完全実施される、新学習指導要領(中学校は平成24年度から)においては、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」とされており、時代はこれから更に充実を図るべき方向にある。  
そのような状況も踏まえ、今後とも、引き続き県に対し専任の司書教諭の配置について要望していくとともに、地域のボランティアの皆様等との更なる協働を進めてまいりたい。